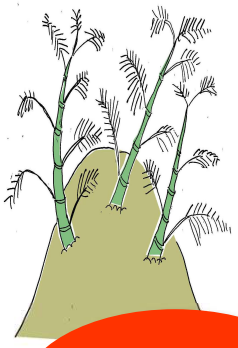

放置竹林の解消

竹の伐採・搬出費用を助成します

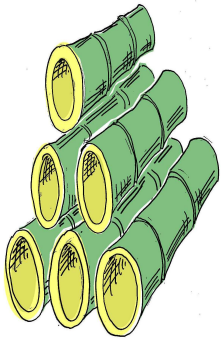

ご案内

北九州市「放置竹林解消モデル事業」について

〇北九州市では、市内の放置竹林を解消するために、竹の伐採・搬出費用を助成し、放置竹林の竹材を引き取ります。

〇市が引き取った竹材は、主に新たな産業用の素材として活用していただき、竹材が循環する仕組みづくりを支援します。

期間

令和　9年　3月　31日　まで

助成金額　1kg当り10.0円

条件など

〇対象となる竹

・市内の放置竹林（2,500本/ha以上）の「青竹」です。
・枝葉、枯竹、泥などで汚れた竹、割竹や笹は除きます。
・長さは、概ね2.0mに揃えてください。

〇搬出場所

小倉南区大字辻三744番地の1　北九州市森林組合合馬作業所

（※竹の量等によっては、北九州市小倉南区大字山本279番地1になります）

搬出は 事前登録 が必要です（裏面参照）

■ 搬出日時 ■

毎週月曜日（祝休日、年末年始は除く）　午前9時 ～ 午後4時

※事前に北九州市森林組合に連絡を行うこと。

事前登録など　市内の個人または法人

〇受入数量に限りがありますので、登録の際は、搬出量、時期などを定めた事業計画書を提出していただきます。

〇市の暴力団排除規定等に基づき、所定の提出書類にて資格確認を行います。書類の不備や内容により、搬出をお断りする場合があります。

〇必要書類等 ： 申込書、事業計画書、搬出者名義の銀行等通帳（写）。

〇必要書類は、下の連絡先まで提出してください。

〇詳細は、「北九州市放置竹林解消モデル事業実施要綱」のとおりです。詳しくは、市HP等をご覧ください。

受入の終了

〇受入総量に限りがありますので、受入が予定量に達した時点で、当年度の受入を終了します。

搬出手順　**搬出日、量を事前連絡のうえ、登録証を持参してください。**

〇出張引取りは受付できません。搬出予定日に搬出者多数の場合は、受入を限らせていただきます。

〇搬出者にて、所定の荷降し、計量器への移し替えをお願いします。

〇積載量や運搬は、関係法令を遵守してください。

〇対象外の竹材や、受入終了後に残った竹材は、お持帰りいただきます。

連絡先・搬出場所

平日　午前9時～午後4時

連絡先

北九州市森林組合

〒802-0835
北九州市小倉南区大字堀越350番地
Tel （093）962－6078

搬出場所

北九州市森林組合　合馬作業所（小倉南区大字辻三744-1）
（竹の量等によっては、小倉南区大字山本279番地1になります）

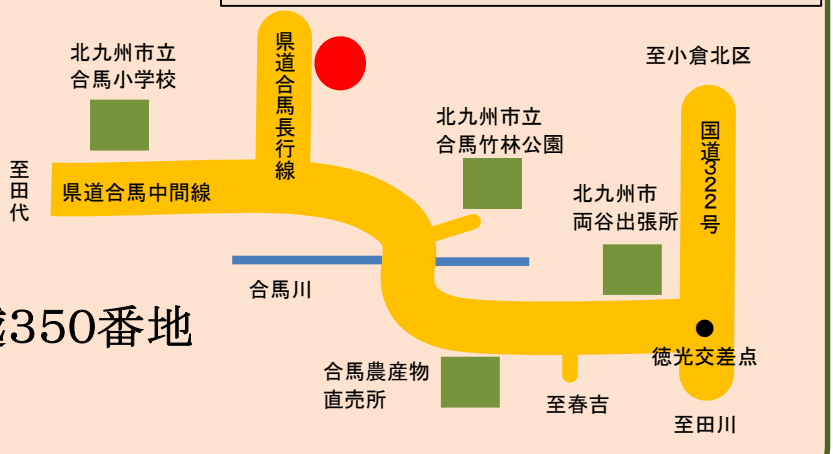

※このチラシの有効期限は、表面の期間の末日です。